

令和5年11月21日

文教経済常任委員協議会会議概要

委員長 工藤 健

副委員長 万徳 なお子

1 開催日時 令和5年11月21日（火曜日）午前10時59分～午前11時38分

2 開催場所 第1・第2委員会室

3 報告事項

(1) 令和5年第4回定例会提出予定案件

- ①青森市斎場条例の一部を改正する条例の制定について
- ②契約の締結について（青森市斎場整備運営等事業）
- ③公の施設の指定管理者の指定について（青森市斎場及び青森市浪岡斎園）
- ④公の施設の指定管理者の指定について（青森市幸畑墓苑）
- ⑤公の施設の指定管理者の指定について（青森市りんごセンター）
- ⑥公の施設の指定管理者の指定について（青森市西部市民センター）
- ⑦公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡中央公民館）
- ⑧専決処分の報告について
- ⑨青森市民美術展示館条例の一部を改正する条例の制定について

(2) その他

- ①証明書コンビニ交付サービスについて
- ②青森市立筒井小学校旧校舎及び旧屋内運動場解体工事に係る契約について
- ③指定管理者の募集等について（青森市浪岡細野山の家）

○出席委員

| | | | |
|------|--------|----|-------|
| 委員長 | 工藤 健 | 委員 | 柿崎 孝治 |
| 副委員長 | 万徳 なお子 | 委員 | 山本 武朝 |
| 委員 | 相馬 純子 | 委員 | 奈良岡 隆 |
| 委員 | 小熊 ひと美 | 委員 | 小倉 尚裕 |

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|--------|--------------|-------|
| 教育長 | 工藤 裕司 | 経済部次長 | 船橋 正明 |
| 市民部長 | 佐藤 秀彦 | 農林水産部次長 | 中村 敦 |
| 経済部長 | 横内 信満 | 教育委員会事務局教育次長 | 武井 秀雄 |
| 農林水産部長 | 大久保 文人 | 教育委員会事務局総務課長 | 金澤 敦 |
| 教育委員会事務局教育部長 | 小野 正貴 | 文化学習活動推進課長 | 東條 英哲 |
| 農業委員会事務局局長 | 小笠原 訓史 | 関係課長等 | |

市民部次長 木村久美子

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 木村結衣

議事調査課主査 北山賢臣

議事調査課主幹 風晴英樹

○工藤健委員長 ただいまから、文教経済常任委員協議会を開会いたします。

それでは、早速本日の案件に入ります。

「令和5年第4回定例会提出予定案件」について、報告を求めます。

この際、私から申し上げます。

繰り返しになりますけれども、本日の協議会は、第4回定例会に提出を予定しております案件に係る概要説明の場でありますので、質疑に当たりましては、事前審査とならないよう、お願いいたします。

次に、委員の皆様及び理事者側とも、質疑は簡潔にお願いをいたします。また、質疑に当たっては、本委員会が所管している部局に限り、お願いいたします。

では、初めに、「青森市斎場条例の一部を改正する条例の制定について」から「公の施設の指定管理者の指定について（青森市斎場及び青森市浪岡斎園）」までの3件については、関連がありますので、一括して報告を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和5年第4回市議会定例会に提出予定案件としております案件の①から③までは関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

まずは、案件②の青森市斎場整備運営等事業に係る契約の締結について御説明いたします。

本案件の事業者選定の経過等についての参考資料として、審査講評も提供させていただいておりますので、御参照いただければと思います。

まずは、契約締結についての資料の1枚目を御覧ください。

初めに、「1 契約の概要」についてであります。

事業の名称は、青森市斎場整備運営等事業、場所は、青森市大字新町野字菅谷138番地1となっております。現在の斎場が立地している場所ということになります。事業内容につきましては、新青森市斎場に関する設計業務及び建設業務、工事監理業務並びに青森市斎場の解体業務となっております。

参考といたしまして、施設概要と今後の予定について記載しております。

次に、「2 契約の相手方」についてであります。

相手方の所在は、宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号、名称は、日本国土開発・倉橋建設・宮本工業所・山下設計・八洲建築設計青森市斎場整備運営等事業共同企業体となっております。同社につきましては、本事業の最優秀提案者として決定した7社で構成するグループのうち、施設整備グループで構成される建設事業者の共同企業体でありまして、施設整備後の維持管理・運営業務につきましては、特別目的会社、いわゆるSPCとして、本事業に関する業務を行うために設立した会社が行うこととしております。

この契約につきましては、去る11月6日に仮契約を締結したところでありまして、このほか、基本契約と運営業務委託契約につきましても、一体のものとして仮契約を締結しております。

次に、「3 契約金額」につきましては、設計・建設工事請負契約に係る契約金額 28 億 280 万円となっております。

なお、運營業務委託契約につきましては、同じく提出予定案件の「公の施設の指定管理者の指定について」と関連するものであります。

最後に、「4 契約の方法」についてであります。

本事業を行う者を選定するため総合評価落札方式一般競争入札を実施しまして、青森市斎場整備運営等事業者選定委員会での審査により選定された事業者と契約するものであります。

契約の締結についての御説明は以上となりますが、資料の 2 枚目と 3 枚目に、参考として、本施設の整備イメージ図を添付しております。

続きまして、案件①の青森市斎場条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

初めに、「1 提案理由」であります。

青森市斎場整備運営等事業は、施設整備と施設の維持管理・運営について一体で事業者選定を行うものであったため、その指定については、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に規定される委員会によらず、当該事業に係る委員会で選定した事業者を指定管理者の候補者とできるように、青森市斎場条例を改正する必要があると、提案するものであります。

次に、「2 改正内容」であります。

現行条例における指定管理者の指定に係る規定にかかわらず、斎場の整備及び運営を行う者を選定するために設置した委員会において選定された事業者があるときは、当該事業者を斎場の管理を行うものとして指定し、これを行わせることができる旨を規定するほか、所要の改正を行うものであります。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することといたします。

最後に、案件③の公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

資料を御覧ください。

初めに、対象施設であります。

青森市斎場整備運営等事業におきまして、維持管理・運營業務を行う施設である青森市斎場、青森市浪岡斎園の 2 施設となります。

次に、指定管理者候補者及び選定理由についてであります。

指定管理者候補者は、青い森斎場株式会社であり、同者は、青森市斎場整備運営等事業者選定委員会におきまして、提案内容に関する内容評価と提案価格に関する価格評価を総合的に評価して選定された事業者グループにより設立された特別目的会社、いわゆる S P C であります。

最後に、指定期間であります。

指定期間は、青森市斎場整備運営等事業の維持管理・運營業務期間としております令和 6 年 4 月 1 日から令和 28 年 3 月 31 日までの 22 年間としております。

説明は以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告についての御質疑、御意見等がありますか。小倉委員。

○小倉尚裕委員 今回のSPCという、運營業務委託契約というふうな形で、やはり、建設と運営とを一体で行うというふうな形の、今、非常に多い、総合評価方式を取り入れています。例えば、ごみ処理場にしても、やはり、問題は、市としてどの程度、例えば、何か問題があったときに、市がどの程度調査、関与できるかというのが——一番初めに青森市でこの総合評価方式を導入したのはごみ処理場であったと思います。どうしても、最後はその価格というのが非常に得点が高いというのが、この総合評価方式の特徴なんですけれども、やはり、このSPCのこの評価の在り方等を含めて、いろいろ、市としても当然、今まで何件か案件がありましたので、それを考慮したものと思うんですけれども、この点、例えば、価格だけではないと思いますが、この点をもう一度、この総合評価方式の部分でお尋ねを申し上げます。

○工藤健委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 委員から今、御紹介ありましたとおり、総合評価方式は単なる価格ではないということで、いわゆるその期間も長期間にわたります。それで、それを安定して維持・運営していくという斎場の特性、そういったところも考えまして、やはり、この形態が妥当であると考えて、この選択を行ったところでありますけれども、やはり、その運営に当たりましては、途中で様々起こったとき、何かがあった場合の責任分担ですとか、そういったところの明確化とか、そういったところも必要だということを考えまして、そういったところも考慮に入れた上で、事業者がその長期間の中でどのような維持管理・運営ができていくかという提案を含め、そういったところを評価したということが今回の考え方、いわゆる価格ではないところの部分であります。

○工藤健委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 ありがとうございます。そういう面の評価方式というのをいろいろ検討して、また、導入したものと思います。

ごみ処理場に関しては、何度か爆発の事故があって、問題は、この原因と、そして、それについての対応策というのが、なかなか、この総合評価方式でSPCの会社というような関係で、どこが問題なのか、そして、原因が何であったのか、これをはっきりせずに、何度か爆発という事故が起きているというふうな状況であろうかと思います。

いろいろ、この斎場の整備というのは、長年の市の懸案をこのような形で進めていくというふうな方針ですので、ぜひ、こういう点も今後、SPC、そして市で情報を取り合いながら、市民が納得できる形にしていきたいと思います。

以上です。

○工藤健委員長 ほかにありますか。万徳委員。

○万徳なお子委員 設計についての要望です。これまで、今の斎場で動物火葬炉に2度ほどお世話になったんですけれども、最初、戸惑ったのは、やっぱり、何と云うか、人体火葬炉と動物火葬炉が交じっているんですよね。それで、受付で申し込んで、骨つぼを用意してくださいと言われて、売店まで行って、それでまた、車の中でお待ちくださいと。それは全然問題ないです。ただ、そうやって移動するとき等、こちらも喪服じゃなかった。そんな、わざわざ喪服で来ないので。そうすると、人体火葬炉にお集まりの方に、ちょっと申し訳なかったなど。だから、なるだけ、できる範囲で導線が交じらないように、ちょっと工夫していただければなというこを御要望いたします。

○工藤健委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 ただいま御要望いただきましたけれども、今後、契約いたしまして、詳細の設計等を協議してまいるところなんですが、現段階での事業者側からの提案の中で、今回、特に意を用いていた部分の一つとして、動物火葬と人体火葬のところの導線が交わらないようにするというので、そもそもの入り口、駐車場のほうから入ってきて、敷地内に入ってから移動の導線そのものを分離した形で提案を受けておりますので、そういったところは配慮されているものと考えております。

○工藤健委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「公の施設の指定管理者の指定について（青森市幸畑墓苑）」から「公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡中央公民館）」までの4件については、関連がありますので、一括して報告を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 令和5年第4回市議会定例会に議案提出を予定しております公の施設の指定管理者の指定につきまして、報告事項の④から⑦まで、一括して御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づきまして、議会の議決を経て指定することとなっております。今般、令和5年度をもって指定期間が満了する施設の指定管理者の候補者を選定いたしましたので、指定に係る議案について提出を予定しているものであります。

資料1を御覧ください。

初めに、募集要項配布及び受付期間でありますけれども、指定管理者の募集期間につきましては、令和5年8月25日から令和5年9月29日までの期間で各施設の指定管理者を募集いたしまして、令和5年9月22日から令和5年9月29日までの期間で申請を受付しました。

指定管理者候補者の選定に当たりましては、学識経験者、財務等に識見を有する方及び各部局の次長職にある者で組織する指定管理者選定評価委員会におきまして、応募者から提出された書類に基づき、管理運営方針や職員等の配置計画、サービス向上対策及び収支計画等の選定項目につきまして点数化した上で、客観的な評価を行い、候補者を選定しました。

指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年としております。

次に、対象施設及び指定管理者候補者の審査結果についてであります。議案提出を予定している施設のうち、当常任委員会に係る施設といたしましては、経済部の所管が、2番の1施設、農林水産部の所管が、3番の1施設、教育委員会事務局の所管が、5番及び6番の2施設の合計4施設となっております。募集形態、応募者数及び指定管理者候補者等につきましては資料記載のとおりであります。

これら施設の応募者につきまして、指定管理者選定評価委員会において審査したところ、いずれも応募資格を満たしております。最低基準点以上の点数を獲得しておりますことから、指定管理者の候補者としております。

審査結果の詳細につきましては、資料2-1から資料2-4までに記載のとおりでありますけれども、今回の指定管理者候補者は、いずれの施設も、現在の指定管理者と同じ団体となっております。

なお、1番、市民部所管の青森市三内霊園ほか3施設につきましては、応募がありませんでしたので、今後の継続的な施設運営・維持管理を実施していくための最適な手法等を検討した上で対応することとしております。また、4番、農林水産部所管の青森市浅虫海づり公園につきましては、募集要項を見直した上で、令和5年11月10日から12月11日までの期間で再募集を行いまして、同年12月4日から12月11日までの期間で申請書の受付を行うこととしております。

説明は以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告についての御質疑、御意見等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 専決処分について御報告申し上げます。

資料「専決処分の報告について」を御覧ください。

公用車に係る事故につきまして、8月21日に開催されました本常任委員協議会におきまして御報告申し上げたところではありますが、相手方との和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分を行いましたことから、その概要につきまして御報告申し上げます。

当該事故は、令和5年5月18日、大字八ツ役字芦谷におきまして学校修繕のため公用車が片側2車線の道路を走行中、この公用車が左車線から右車線に車線変更し

ようとした際に、右車線を走行しておりました相手方車両の左後方側面部に公用車の右前方部が接触し、相手方車両の後方ドア・左リアフェンダー・リアバンパー、公用車のフロントバンパー・右フロントフェンダー・前方ドアを損傷したものであります。

この事故につきまして、双方協議の結果、市は、相手方に車両修理費といたしまして賠償額 13 万 7969 円を支払うことで合意し、合意内容について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づきまして、令和 5 年 11 月 16 日に専決処分をし、同日、示談が成立しております。

当該専決処分につきましては、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づきまして、令和 5 年第 4 回市議会定例会において報告案件として提出することとしております。

なお、相手方に支払います修理費等につきましては、市が加入しております全国市有物件災害共済で対応することとしております。

報告は以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告についての御質疑、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市民美術展示館条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 令和 5 年第 4 回市議会定例会に提出を予定しております「青森市民美術展示館条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 提案理由」についてであります。令和 6 年春開業予定の J R 青森駅東口ビルに移設予定の青森市民美術展示館につきまして、移設後の施設の位置を変更し、及び当該市民美術展示館の使用料の額を定めるため、提案するものであります。

次に、「2 施設概要」についてであります。1 つに、位置は、青森市柳川一丁目 1 番 5 号、J R 青森駅東口駅ビルの 4 階となります。

2 つに、面積は 562 平方メートルとなっております。なお、展示室天井の高さは、3 メートルとなっております。

別紙資料の「2 各ギャラリー面積」を御覧いただきたいと思っております。

展示室につきましては、シェアスペースが 46.7 平方メートル、ギャラリー 1 が 58.37 平方メートル、ギャラリー 2 が 97.18 平方メートル、ギャラリー 3 が 88.41 平方メートル及びギャラリー 4 が 51.87 平方メートルとなっております。シェアスペースは、ギャラリー 1 からギャラリー 4 までを同一の者が借りる場合に使用することを可能といたしまして、それ以外の場合は通路として使用することとしております。

次に、別紙資料の「1 全体図面」を御覧いただきたいと存じます。

ギャラリー等のほかに、事務室、男女トイレ、多機能トイレ、授乳室、バックヤード等を設置いたします。

1枚目の資料にお戻りください。

「3 改正内容」についてであります。1つには、青森市民美術展示館の位置をJR青森駅東口ビルの所在地に変更するもの、2つには、先ほど申しあげました展示室等について、貸し出す際の使用料の額を定めるものであります。

「4 施行期日」につきましては、JR東日本の発表では、JR青森駅東口ビルの開業が令和6年春予定とされておりまして、具体的な日時が確定しておりませんことから、教育委員会規則で定める日とするものであります。

説明は以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告についての御質疑、御意見等がありますか。柿崎委員。

○柿崎孝治委員 多機能トイレについてお尋ねします。

多機能トイレには、大人用のおむつを交換する台というのは設置されているのでしょうか。

○工藤健委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 担当課でお答えしたいと思います。よろしいでしょうか。

○工藤健委員長 はい、いいです。

○東條英哲文化学習活動推進課長 多機能トイレにつきましては、折り畳み式のベッドがついていますので、対応できます。

○工藤健委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 ありがとうございます。

先般、青森県立第一高等養護学校に行ったところ、生徒が大きくなって、やっぱり、トイレでおむつ交換をするに当たって、市内にないということだったんですけども、西口広場の多機能トイレにはついていましたので、今回も、聞いて安心しました。ありがとうございます。

○工藤健委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

以上で、令和5年第4回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「証明書コンビニ交付サービスについて」報告を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 住民票の写し等の証明書コンビニ交付サービスについて御報告いたします。

資料を御覧ください。

青森市戸籍総合システムの移行切替え作業に伴いまして、コンビニエンスストア

等で取得できる戸籍証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明書、戸籍の附票の写しの証明書の交付及び本籍地と異なる市区町村にお住いの方がコンビニ交付サービスで戸籍に関する証明書を取得するために行う利用者登録サービスの手続について、次の期間、サービスを休止いたします。

休止いたします期間は、令和5年12月27日水曜日、午前6時30分から、令和6年1月9日火曜日、23時までとなっております。同年1月10日水曜日、午前6時30分から通常どおり、サービスが再開となります。

対象となる店舗は、当市の証明書交付を取り扱う全国のコンビニエンスストアやスーパー等となっております。

なお、駅前庁舎及び浪岡庁舎市民課窓口、各支所・情報コーナーでは、年末年始の12月29日から1月3日までを除いて、通常どおり、全ての証明書を交付しておりますので、コンビニ交付サービス休止期間中は、各窓口を御利用いただきたいと思います。

市民の皆様に対する周知方法につきましては、「広報あおもり」、市ホームページ及びSNSへの掲載のほか、別紙のとおり、ポスターを各支所・情報コーナー等で掲示するなどしてお知らせすることとしております。

報告は以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告についての御質疑、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市立筒井小学校旧校舎及び旧屋内運動場解体工事に係る契約について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 議会の議決に付さなければならない契約について御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

青森市立筒井小学校旧校舎及び旧屋内運動場解体工事の概要について御説明いたします。

本契約案件につきましては、予定価格が1億5000万円以上でありますことから、令和5年第4回市議会定例会に議案の提出を予定しております。

青森市立筒井小学校校舎等改築事業につきましては、令和3年度から令和5年度の3か年で校舎及び屋内運動場の改築工事を、令和4年度からは旧校舎及び旧屋内運動場の解体工事の設計をそれぞれ行い、令和5年度から令和6年度の2か年で解体工事を実施することとしております。

「2 場所」につきましては、資料右上の案内図に記載のとおり、青森市筒井一丁目1番1号であり、資料左下の配置図のとおり、敷地左側の新校舎及び新屋内運動場の完成に伴い、敷地右側の旧校舎及び旧屋内運動場の解体を行うものであります。

「3 工事内容」につきましては、解体工事一式となっており、「4 工期」につきましては、契約締結の翌日から令和7年3月29日までとし、「5 規模・構造」、「6 スケジュール」につきましては、資料記載のとおりであります。

当該工事につきましては、去る令和5年10月18日に条件付き一般競争入札を執行し、その結果、株式会社大新興業が3億4937万1000円で落札したところであります。

なお、本案件につきましては、本日、契約事務を所管しております総務部からも、総務企画常任委員協議会において議案の提出を予定している案件として御説明することとしております。

報告は以上でございますが、令和5年11月27日に開催予定の筒井小学校校舎及び屋内運動場の内覧会につきまして、令和5年11月9日にタブレット配信にて議員の皆様へ御案内しておりましたので、皆様の御参加をお待ちしております。

○工藤健委員長 ただいまの報告についての御質疑、御意見等がありますか。万徳委員。

○万徳なお子委員 個別には要望しているんですけども、この「6 スケジュール」の令和7年度、グラウンド整備工事中、7年度いっぱいかかるという——その前、壊すときからですよ。筒井小学校の児童が、外で体育を受けられない。まあ、遊びもそうなんでしょうけれども。それで、保護者の皆さんから、青森高校とか筒井中学校のグラウンドを借りて——まあ、運動会はやると聞きましたけれども、毎回とは言わないにしても、外で体育ができるように、ぜひ取り計らっていただきたいと改めて要望させていただきます。

○工藤健委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「指定管理者の募集等について（青森市浪岡細野山の家）」について報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 教育委員会事務局が所管いたします施設の指定管理者の募集等について御説明申し上げます。

お手元の資料「指定管理者の募集等について」を御覧ください。

今回、指定管理者を募集する施設は、浪岡教育課が所管いたします青森市浪岡細野山の家であります。

細野山の家指定管理者につきましては、本年度をもって指定期間が満了となりますことから、「2 経緯」に記載のとおり、本年4月22日に、現在の指定管理者であります浪岡細野山の家管理運営協議会の総会におきまして、次年度以降も指定管理者へ応募することが決定されておりました。

このことから、市では、令和5年5月11日に、指定管理者選定評価委員会におきまして、指定管理者制度の導入を継続すること及び募集形態を非公募とすることに

ついて承認されました。

しかしながら、令和5年7月18日に、浪岡細野山の家管理運営協議会の会長から、3名の業務員から健康状態や家庭の事情等により今年度限りで辞職したい旨の申出があったこと、また、地域住民の高齢化等により、職員を確保することが困難であることなどの理由によりまして、令和6年度以降は指定管理業務を受託しない旨、申出がありました。

これを受けまして、令和5年7月27日に開催されました指定管理者選定評価委員会に状況を報告し、指定管理者の選定につきましては、再度、検討することとなりました。

そして、去る令和5年11月14日に開催されました指定管理者選定評価委員会におきまして、改めて、指定管理者制度の導入を継続すること及び募集形態を公募にすることについて承認されたところであります。

今後のスケジュールにつきましては、令和5年11月27日から同年12月26日までを募集要項配布期間とし、施設所管課であります浪岡教育課におきまして募集要項を配布することとしております。また、令和5年12月18日から同年12月26日まで申請書等の受付を行いまして、令和6年1月下旬以降に開催いたします指定管理者選定評価委員会において指定管理者候補者を選定審査し、令和6年第1回市議会定例会に当該議案を提出したいと考えております。

報告は以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告についての御質疑、御意見等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

そのほか、理事者側から報告事項などがありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 また、委員の皆さんからありますか。相馬委員。

○相馬純子委員 すみません。ちょっと遡って質疑させていただきたいんですけども、「公の施設の指定管理者の指定について」の5番の青森市西部市民センターについてです。

指定管理者の候補者は今までどおり、青森市西部市民センター管理運営協議会ということのようですけれども、西部市民センターの中にある児童集会室について、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、ほかの児童館は社会福祉協議会でやっていて、ここだけが西部市民センター管理運営協議会がやっているわけですが、この支援員の処遇が、非常に時給が低いという声も会派に寄せられているんです。指定管理5年間の間は、何でしょう、変更は難しいということを伺っているんですけども、指定期間が変わるということで、この処遇の改善についてもお願いをしたいところなんですけれども、そのことについて、今の時点で御返答願えることがあったら伺いたいんですが。

○**工藤健委員長** 可能ですか。教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 御質疑にお答えしたいところではあります。実は、ここの空間は福祉部の所管になっておりまして、私どものほうではちょっと詳細をつかめておりませんでしたので、大変申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

[相馬純子委員「はい、分かりました。ありがとうございます。ぜひ処遇も改善されるよう福祉部にも要望していただければと思います。よろしく願いします」と呼ぶ]

○**工藤健委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 個別に報告のあった中学校での生徒の逮捕の問題で、今現在、その生徒はどうされているのかなど。そのことだけでも、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○**工藤健委員長** 可能な範囲で。教育長。

○**工藤裕司教育長** 逮捕された生徒の現在の状況ですけれども、関係機関が対応中ですので（「言えないでしょう」と呼ぶ者あり）、そのことについては、ちょっとお答えできかねます。

以上でございます。（「言えないでしょう、これは。言えない話だ、当然」と呼ぶ者あり）

○**工藤健委員長** よろしいですか。

[万徳なお子委員「はい」と呼ぶ]

○**工藤健委員長** ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**工藤健委員長** では、以上をもちまして本日の案件は全て終了いたしました。これにて、本日の協議会を閉会いたします。

（ 会 議 終 了 ）